

## 令和6年高島市教育委員会第6回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年6月20日（木）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時50分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第  
教育長あいさつ  
令和6年第5回定例会会議録承認  
議第48号 高島市社会教育委員の委嘱について  
議第49号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について  
議第50号 高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱および任命について  
報告第14号 令和6年6月高島市議会定例会一般質問の概要について
- 4 出席委員  
川島教育長、田邊委員、橋本委員、高木委員、森委員
- 5 事務局出席者  
饗庭教育総務部長、饗庭教育指導部長、赤水スポーツ振興部長、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、平井教育総務部次長（教育総務課長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、竹井社会教育課長、小川文化財課長、横井川文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、川原林学校教育課長、保木学事施設課長、藤原学校給食課長、林教育総務課参事、中村教育総務課主査
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

## 議事の経過

開会 教育長が第6回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 全て公開

### 議第48号 高島市社会教育委員の委嘱について

#### 【説明】 竹井社会教育課長

本件は、高島市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、高島市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。今回、社会教育の関係者の分野で委嘱していた中村眞奈美氏が7月19日を持って任期満了となることから、再度、委嘱しようとするものである。

中村氏は、公民館運営審議会委員長や高島中学校区の地域学校協働活動推進員など、様々な立場で活躍されており、社会教育委員としても適任者であると考ええる。

任期は、令和6年7月20日から令和8年7月19日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

### 議第49号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

#### 【説明】 竹井社会教育課長

本件は、高島市文化振興推進審議会規則第2条の規定に基づき、高島市文化振興推進審議会委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。

高島市文化振興推進審議会は、高島市附属機関設置条例に基づき、文化振興の推進に関して必要な事項を調査審議する組織として設置しており、今回、委嘱する委員10名全員、再度、委嘱しようとするものである。

委員構成は、学識経験者の1号委員と、文化活動、景観文化、文化的・歴史的資産、食文化、青少年、地域伝統文化、産業文化の各分野から選出された2号委員となっており、委員としてのこれまでの経験等を踏まえ、文化振興推進審議会委員として適任者であると考ええる。

任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間である。

#### 【質疑等】

○橋本委員

この2年間、委員の方々にはどのような役割を期待するのか教えてほしい。

○竹井社会教育課長

平成29年度から令和8年度までを計画期間とする高島市文化振興基本計画があり、この2年間

は令和9年度に改正する本計画を見据えながら、進捗確認をお願いすることになる。

**【採 決】** 可決

**議第50号 高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱および任命について**

**【説 明】** 饗庭教育指導部長

本件は、高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、高島市部活動の地域移行検討協議会委員を委嘱および任命することについて、議決を求めるものである。1号から6号委員までは、それぞれの関係団体から推薦いただいた方で、その方々を含む15名を委嘱および任命するものである。部活動の地域移行や地域連携等について、委員それぞれのお立場から助言や意見をいただくことになる。

任期は、令和6年6月21日から令和7年3月31日までである。

**【質疑等】**

○田邊委員

近年、全国的に部活動の地域移行に向けた取組が進められているが、高島市はいつまでに、どのようなかたちに移行するのか、目標はあるか。また生徒の意向にそった方向で進める必要があると思うので、委員の中に保護者を入れると良いと思うが、どうか。

○饗庭教育指導部長

地域の受け皿の有無、活動場所までの移動距離など課題を整理している段階で、地域移行の方向性は不透明である。全国的にも地域移行が可能な地域、困難な地域があるので、高島市に合った地域移行、連携、あるいは現状維持など様々なことを踏まえ進めていきたいと考えている。また現段階では、まだ児童や保護者に関係する具体的な動きには至っていないが、次年度以降、地域移行の方向性に応じて、保護者に入ってもらうことは可能であると思う。

○高木委員

文化部も地域移行の対象になっていると思うが、文化部は取り残されているように感じるので、そのことを協議会で議論していただきたい。また委員に文化活動関係者をもう少し入れても良いと思う。

○饗庭教育指導部長

運動部も文化部も同様に考えている。文化協会も文化活動を担当する教育委員会事務局職員も協議会に入っており、そのような視点からも意見をいただいているが、ご意見として賜りたい。

**【採 決】** 可決

**報告第14号 令和6年6月高島市議会定例会一般質問の概要について**

## 【説明】 饗庭教育総務部長ほか

### ○饗庭教育総務部長

一般質問は6月13、14、17日に行われ、教育委員会に関する一般質問は事前通告のあった4議員と、事前通告のなかったものの再質問があった1議員の合計5議員の答弁概要を報告する。

藍原議員からは「外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現について」質問があり、その再質問で、「地域に住む外国人材の社会教育はどのように考えているのか」に対し、「各地域で行われている文化祭などに出展いただけないか、あるいは高島市美術展覧会で外国人就労者の方のコーナーを設置できないか検討するよう指示している。また図書館においても、外国人が使用される図書の入手について研究を進めるよう指示しており、まずは外国人と市民との接点をつくり、共生社会の実現を目指して進めていきたいと考えている。」と答弁した。また答弁はしていないが、先日、開催した高島市図書館協議会においても、ベトナム語やタガログ語（フィリピン）などの言語に対応した図書について議論いただいた。

今城議員からは「独自の魅力を活かして人を呼び込む地域づくりと新ごみ処理施設の整備について」質問があり、そのなかで、「安曇川町泰山寺野を重要文化的景観に選定を目指すことについて」の質問に対し、「重要文化的景観の選定は、有識者のご意見をいただいたうえで、本市の特徴といえる水辺の生活文化を伝える10か所の候補地を選び、その中から特に重要文化的景観に相応しいと考えられた3か所で、その価値を明らかにするための調査を実施した。その結果を踏まえ、市においてそれぞれの景観に対する保存計画を策定したことにより、これら3か所が重要文化的景観に選定されたところである。この様に、市内に3か所の選定地を有する自治体は、全国で高島市のみであり、高島の歴史的、文化的な魅力が高く評価されたものである。現在は、それぞれの地域で組織されている「まちづくり協議会」を中心に、地域住民の方々と協働・連携し、保存と、さらなる活用に取り組んでおり、新たに別の地域について重要文化的景観の選定を目指す予定はない。」と答弁した。

この答弁に関し、「泰山寺野の景観が重要文化的景観の選定基準を満たす可能性があるか」と再質問があったので、「重要文化的景観の選定には、8項目基準があり、その基準の中に農耕に関する景観地があるが、泰山寺野地域の景観については、その価値や重要性を明らかにする調査を実施しておらず、重要文化的景観と結びつける材料を、現在、持ち合わせていない。」と答弁した。

さらにこの答弁に関し、「文化的な価値が存在すると思うが、その点どうか」と質問があったので、「古代に大規模な山岳寺院が存在した地域であり、その地域や自然、歴史を含めて重要な土地であったと思われる。また、戦後の食糧事情を踏まえて、開拓が進められ、多くの農産物が出荷されたことは、知られるとおりであるが、現在はその価値や重要性を明らかにする調査を実施しておらず、重要文化的景観と結びつける材料を持ち合わせていない。」と答弁した。

### ○赤水スポーツ振興部長

廣部議員からは「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025』開催にあたって」として、3点質問があった。1点目、「市のホームページでの競技会場へのアクセス方法の情報掲載について」の質問に対し、「先催祭の状況から想定しても、多くの来場者が予想されることから、安全でスムーズに大会会場にお越しいただけるよう、競技会場および駐車場、最寄り駅からのシャトルバス運行計画等の情報を簡単に取得できるよう、ホームページに掲載し、案内する予定である。」と答弁した。

2点目、「JR湖西線が気象状況等により運休した場合の対応について」の質問に対し、「本年度に「わた SHIGA 輝く国スポ高島市輸送計画」を策定することとしており、大会期間中にJR湖西線が気象状況等により運休となった場合の対応については、県や関係機関および関係団体等と協議し、臨時バスの運行や利用者への周知方法等、どのような対応が可能かも含め、輸送計画策定業務の中で、検討してまいりたいと考えている。」と答弁した。

3点目、「来場者への高島市の特産品や観光地等の情報発信について」の質問に対し、「市実行委員会では、関係機関や関係団体等と連携し、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしが提供できるよう、基本的な事項を定めた「観光接伴基本計画」を策定した。具体的には、最寄り駅や競技会場に案内所を設置し、競技や交通手段等の案内のほか、観光や物産品等を紹介する予定である。また、競技会場では、物産品等の販売を促進するための売店や、郷土料理または地元食材を使用した料理を提供する、ふるまいコーナーの設置を計画しており、高島の魅力を全国に発信してまいりたいと考えている。」と答弁した。

この答弁に関して3点再質問があった。1点目、「観光接伴基本計画とはどのようなものか。」の質問に対し、「市を訪れる方に温かくお迎えすること、またもう一度訪れていただきたいと思う心のこもったおもてなしを提供することを目的に、歓迎装飾の実施や案内所、休憩所、販売店の設置などの基本的な事項を定めたものである。」と答弁した。

2点目、「今津総合運動公園来場者に向けて、近江今津駅でバス等に乗車される前に、食料品等について、今後情報発信をしてはどうか。」の質問に対し、「今津総合運動公園の会場周辺には、飲食店等が近くにないため、今津総合運動公園内で、飲食を出店する売店の計画や、運動公園内には飲食を提供している市の指定管理施設があるので、できるだけ会場内で飲食していただけるよう案内する考えである。」と答弁した。

3点目、「湖西線が運休したときに、JRに駅構内でシャトルバス等の駅までの運行案内をしてもらう協力が必要ではないか。」との質問に対し、「JRの運休については、運休区間やその規模等により対応も大きく変わることになるので、関係各所と協議を進めていきたいが、JRの対応如何を問わず、市のホームページまたは市実行委員会の公式のSNS等があるので、リアルタイムでその運行状況や、運行計画の変更についても周知したいと考えている。」と答弁した。

#### ○饗庭教育指導部長

板持議員からは「学校におけるPTA活動が円滑に推進されるために」として、6点質問があった。1点目、「市内小中学校のPTA入会の意思確認や入会届、個人情報取り扱いの同意確認がされているかを教育委員会として把握しているか」、2点目、「PTA活動における学校の個人情報の取り扱いの現状はどうか」、3点目、「PTA会費の徴収方法について、会員の意図に基づいて、本人理解のもと、十分説明された上で徴収されているか」、4点目、「PTA会員でない保護者の児童生徒に対しての教育的配慮はされているか」の4つの質問に対し、「PTAは子どもたちの健全な成長を図るため、保護者と教職員が組織する任意の社会教育関係団体と位置付けられており、市内小中学校においても、これまでから学校と家庭や地域の連携を深めていく上で、重要な役割を担っていただいている。社会教育法第10条においては、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と定義されており、さらに同法第12条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対

し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない」と定められていることから、PTAに限らず、他の社会教育関係団体の運営に関わる内容については、市教育委員会としては把握していないところである。」と答弁した。

5点目、「PTA活動の円滑な実施に向けて、学校管理職向けに学校におけるPTA活動への留意事項などは、各学校に周知されているか」の質問に対し、「PTAは保護者及び教職員で組織される任意の団体であり、その在り方や運営等については、個々のPTAがそれぞれ自主的に判断されるべきものであると考えていることから、活動していく上での留意事項などについては、各学校への周知はしていない。」と答弁した。

6点目、「PTA活動の見直しに係る参考になる事例について、PTAに対しての積極的な紹介などはされているか」の質問に対し、「各PTAにおいては、国や県のPTA連絡協議会などから示されるPTA活動の情報などを参考に、活動の見直し等が行われているものと承知しており、これまでから積極的な紹介等はしていない。」と答弁した。

再質問への答弁については、現状と方向性についてご理解いただけるよう答弁した。

磯部議員からは「中学校部活動の今後の取り組みについて」3点質問があった。1点目、「休日の拠点校部活動の種目の決定方法および今後の文化部を含めた種目数について」、2点目、「部活動指導員による平日の部活動指導について」、3点目、「中学校体育館の空調設備の設置に伴う部活動への配慮について」の質問に対し、このうち、3点目については、「災害発生時の避難所施設の環境改善を図ることと併せて、生徒や保護者、教職員、さらには一般開放時に市民の方々が体育館を利用される際の熱中症対策にもつながるものと考えている。体育の授業や部活動等において、体育館や校舎内、屋外等で活動する際には、子どもたちの安全を最優先に考え、暑さ指数に応じた適切な熱中症対策を講じるとともに、今後は、体育館の空調設備の効果的な使用方法について十分検討してまいりたいと考えている。」と答弁した。

### 【質疑等】

#### ○高木委員

磯部議員への答弁によると、令和5年度から滋賀県中学校体育連盟において、拠点校部活動での公式試合出場が認められることになったとあるが、文化部はどうか。マキノ中学校には吹奏楽部がなく、今津中学校で練習している生徒がいるが、コンクールに出場できないという話を聞いている。

#### ○饗庭教育指導部長

本年度から実施している拠点校部活動には、文化部はないが、コンクールに他校の生徒が出場できるか否かは、コンクールの規則に照らして判断していると思う。

#### ○高木委員

意見として、広く出場できる機会を増やしていただきたい。

**閉会** 教育長が第6回定例会の閉会を宣言